

産業廃棄物の不法投棄対策について

廃プラスチック類やがれき類等の産業廃棄物の不法投棄や不適正保管など不適正処理防止のため、パトロールや施設の立入りなど監視指導を実施しています。

1 市内の状況

廃棄物の不法投棄や不適正保管の状況は認知件数では増加傾向で推移してきましたが、令和4年度は4月から9月までの半年間に16件、去年同期比（△31件）と減少しております。

内容としては、大量の産業廃棄物の不法投棄は近年発生しておらず、小規模でゲリラ的な不法投棄が目立っているほか、ソファ、机、タンス等の家具や洗濯機、冷蔵庫等の家電など一般廃棄物の不法投棄が増加しております。

認知件数

年度	産業廃棄物		一般廃棄物		合計
	不法投棄	不適正保管	不法投棄	不適正保管	
H29	9	25	0	0	34
H30	4	43	7	0	54
R元	3	41	14	2	60
R2	16	38	46	3	103
R3	5	15	73	0	93

2 不法投棄等の対策

対策では、早期発見、早期是正が最も重要であることから、様々な施策を実施し、不適正処置事案の現状把握に努め、速やかに指導を実施しています。

(1) 監視パトロール

年間365日、休日や夜間も含め職員や民間警備会社による監視パトロールを展開しているほか、消防局のヘリコプターを活用したスカイパトロールを適宜実施しています。

(2) 監視カメラ

不法投棄多発箇所の不法投棄防止及び投棄状況の把握に努めるため、平成22年7月から監視カメラを設置。現在8台の監視カメラを運用しています。

また、今年度、全ての監視カメラを夜間における認知精度を高めるため赤外線照射型監視カメラに変更し、監視機能を強化しております。

(3) 施設等への立入調査

産業廃棄物の中間処理における許可業者に対し、産業廃棄物の適正処理を確保するため毎年、廃棄物の処理、施設の構造・維持管理等について立入検査を実施し、保管場外保管、保管量基準等を満たさない不適正保管等に対し行政指導を行っています。

(4) 郵便局等との連携

郵便局や千葉県タクシー協会千葉支部、千葉県トラック協会千葉支部と不法投棄の情報提供についての覚書を締結し、郵便局職員やドライバーが業務中に発見した不法投棄について情報提供を受けるなど、不法投棄や不適正保管に対

する監視通報体制の強化を図っています。

令和３年度通報件数 ７２件

３ 過去の主な不適正事案

○千葉福祉建設公社行政代執行

産業廃棄物中間処分業許可業者である株式会社千葉福祉建設公社は、平成１４年頃から緑区平川町の同社中間処理場に産業廃棄物を適正に処理することなく約５万４千立方メートルを放置したため、周辺民地等への廃棄物崩落の危険性及び有害ガスの発生等、生活環境保全上の支障が生じるおそれが認められたことから、本市が平成２４年１月から２６年３月にかけて行政代執行を実施し支障の除去を行いました。